かつお・まぐろ漁業

一　沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、禁止する。
二　中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。
三　中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。
四　中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
五　中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）によるかつおの採捕は、農林水産大臣が定める期間内においては、禁止する。
六　中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるきはだの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
七　南緯二十度以南の中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるめかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
八　東部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。
九　東部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
十　東部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。
十一　インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるにたりの採捕は、禁止する。
十二　インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。
十三　インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるまおながの採捕は、禁止する。
十四　インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。
十五　インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。
十六　大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。
十七　大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるしゆもくざめ科（うちわしゆもくざめを除く。）の採捕は、禁止する。
十八　大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。

遠洋かつお・まぐろ漁業

一　沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、禁止する。
二　中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。
三　中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。
四　中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
五　中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）によるかつおの採捕は、農林水産大臣が定める期間内においては、禁止する。
六　中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるきはだの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
七　南緯二十度以南の中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
八　東部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。
九　東部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
十　東部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。
十一　インド洋協定海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるにたりの採捕は、禁止する。
十二　インド洋協定海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。
十三　インド洋協定海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるまおながの採捕は、禁止する。
十四　インド洋協定海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。
十四の二　インド洋協定海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。
十五　大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。
十六　大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるしゆもくざめ科（うちわしゆもくざめを除く。）の採捕は、禁止する。
十七　大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。